

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況
についての意見募集結果について

令和5年11月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況についての意見募集結果について

1 対象

県民、支援関係機関及び県内市町村

2 意見募集期間

令和5年6月15日(木曜日)～7月14日(金曜日)

3 意見の公表日

令和5年11月2日(木曜日)

4 意見募集結果の公表方法

県ホームページ

くらし安全交通課窓口、かながわ犯罪被害者サポートステーションでの印刷物による縦覧

5 意見募集結果の概要

ア 意見内容の概要

区分	件数
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの	24件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	7件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	4件
4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの	1件
5 その他	5件
合計	41件

イ 県の考え方の概要

区分	件数
A 今後の取組を検討するもの	9件
B ご意見の内容は既に実施しているもの	8件
C 今後の取組の参考とするもの	24件
D 反映できないもの	0件
E 質問への回答	0件
F その他	0件
合計	41件

【意見内容】※一部、内容を要約等している意見あり。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの

(1) 総合的支援体制の充実

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
1	<p>犯罪被害者支援は、LINEやInstagramなど、若い人が使いやすいようにした方がいいです。ちょっとまだお役所の固さがあり、気軽なアクセスがしにくいです。形式ばらず、もっとフランクな雰囲気を作つてあげてください。</p> <p>とくに性犯罪については、被害者が委縮しないような雰囲気作りが大事だと思います。</p>	C	より相談しやすい雰囲気作り等、犯罪被害者等に寄り添つた相談窓口づくりに努めてまいります。
2	<p>警察との連携を取ることが出来ている「かながわ犯罪被害者サポートステーション」という県民に寄り添つた支援を行つてることを知らない人が多いのが実情だと思われます。メディアなどを通して、その存在をまずは伝え、犯罪被害者が声をあげやすい環境づくりも大切なことだと思います。</p>	C	認知度向上に向け、より効果的な広報の実施に努めてまいります。
3	<p>被害に遭われ、相談窓口を訪れた方々のお話を伺うたびに、あらためて、犯罪被害者に対する支援の取組の重要性を実感するところです。</p> <p>今後も犯罪被害者に対する県の取組を継続していくことを希望するとともに、市町村としてもどのような取組ができるのか、引き続き検討していきたいと思います。</p>	B	県として、今後も犯罪被害者等に対する取組を継続するとともに、支援の充実に努めてまいります。
4	<p>かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における証拠採取等に係る協定の締結により、かならいんの基幹病院における証拠採取等の実施が令和4年度より始まったことと思いますが、県西地域に基幹病院がないため、県西地域において証拠採取等が出来るよう対策を進めていただきたいです。</p>	C	「かならいん」の基幹病院の充実に向けた医療機関への働きかけを進めてまいります。
5	<p>犯罪が複雑化する今日、若いグループボランティアの誕生で、希望の持てる夢とエネルギーで、どうぞ楽しみながら、かながわ犯罪被害者サポートステーションが社会にPRを広く売り込み、呼び込んでいただきたいと私は楽しみにしております。</p>	C	認知度向上に向け、より効果的な広報の実施に努めてまいります。

6	<p>支援対象犯罪の拡大</p> <p>神奈川県では全国で唯一、被害者支援の中核組織「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置して、通常では独立して機能する県、警察、民間支援団体(神奈川被害者支援センター)の支援機能や支援特性を有機的に統合して、県内全域で均一な切れ間のない効率的支援が提供可能となっています。</p> <p>一方で、かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援構造では支援対象犯罪が限定されるという制約もあります。</p> <p>支援対象外の犯罪被害者は、支援対象犯罪と同等の身体的、精神的被害に遭われているにも関わらず支援対象から除外されてしまうことから、被害者のニーズに沿って支援対象犯罪拡大の検討が必要ではないでしょうか。</p>	C	<p>本年度、刑法の改正等により、最近の犯罪の傾向を踏まえた罪が新設されました。こうした国や関係機関の動きを踏まえ、かながわ犯罪被害者サポートステーションとして、適切な支援に努めてまいります。</p>
7	<p>こども・若年層犯罪被害者への支援(SNS相談窓口の開設)</p> <p>電話離れが進み、SNS主体に社会性を形成する若年層の犯罪被害の潜在化は社会構造上の課題と言えます。</p> <p>電話はかけられないがSNSなら繋がれると感じている若年層の特性を捉えて、SNS媒体による相談受理システムの構築など、相談受理環境を整備した民間の支援機能を、かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援として取り入れる必要があるのではないでしょうか。</p>	C	<p>かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、電話相談のほか、メールによる相談も実施しております。引き続き子ども・若年層が相談しやすい相談体制づくりに努めてまいります。</p>
8	<p>かながわ犯罪被害者サポートステーションの、全国で唯一と言える効率的な支援構造の周知徹底を図ることで、支援提供の拡大が期待されます。そのため、従来の広報・啓発に加えてマスコミ、特に映像関係メディアへの広報徹底を図る必要があるのではないか</p>	C	<p>かながわ犯罪被害者サポートステーションの認知度向上に向け、より効果的な広報の実施に努めてまいります。</p>
9	<p>サポートステーションとかなりんの広報の強化</p> <p>かながわ犯罪被害者サポートステーション、かならいんは、被害者支援にとって重要な機関であり、今以上に県民への認知度を高める必要がある。</p> <p>性犯罪に関して刑法が改正され、今以上に性犯罪の被害者に対する支援が必要になるので、被害者にサポートステーションとかならいんでの支援内容を伝える取組みが必要である。若年層には、既存の広報媒体では広報が届きにくいので、若年者の目に触れやすいようなWEB媒体での広報の強化が必要だと考える。</p>	C	<p>インターネットリスティング広告やSNS広告等、WEB媒体での広報も行っております。引き続き認知度向上に向け、より効果的な広報の実施に努めてまいります。</p>

10	病院拠点型のワンストップ支援センターの設立 性犯罪の被害者支援のためには、相談から救急医療、継続的な医療、証拠採取の産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等、迅速かつ被害者の負担をかけずに移行できる体制が必要であり、病院拠点型のワンストップ支援センターの設立を推進すべきである。	C	医療機関の対応の充実や相談窓口と医療機関の連携を図りながら、関係機関と連携しよりよい支援の提供に努めてまいります。
11	神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況について、いつ自分が犯罪被害者になるかわからないが、「かならいん」のようなワンストップの支援センターがあるのは、とてもありがたいと思う。今回初めて「かならいん」の存在を知ったが、良い取組みであり、必要な仕組みであるので、認知度向上に期待したい。チラシの配布は、他のチラシに紛れたり、興味がないと手に取られないので、難しいかもしれないが、学校への出前授業などができると若い世代には効果的なのではないかと思った。	B	犯罪にあわれた方やその家族の方々の置かれている状況、支援の必要性などについての理解を深めていただくため、県職員や犯罪被害者の方等を講師として派遣する理解促進講座を、利用申し込みいただいた市町村や事業所、地域団体や学校等で実施しております。 今後も理解促進講座の周知に努めてまいります。

(2) 地域における支援体制の充実

No.	意見要旨	区分	県の考え方
12	総合的な対応窓口の体制づくりの上でも、支援条例の制定は必要。先進的な他県にくらべ、本県は、市町村条例の制定進捗が鈍い。支援の現場で見ていると、条例のある市町村と、ない自治体では県では救えない支援格差が出ている。同じ県民なのに、居住自治体で差が出るのは不条理。条例制定のスピードアップを県が物心両面でより強力に推進する必要がある。	C	県では、条例未制定の市町村に対し、条例制定の意義や犯罪被害者等支援施策の重要性を説明してまいりました。 今後も、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、市町村の条例制定が進むよう努めてまいります。

13	<p>県市町村協調の補助制度の創設</p> <p>本市町村では犯罪被害者等支援条例を施行し、支援金制度も導入していますが、犯罪被害にあった県民に均等に経済的支援がなされるべきと考え、県において見舞金・支援金に対する補助制度の創設を検討していただきたい。また、補助金の交付にあたり、犯罪被害者等支援条例の制定を条件とすることで、各自治体における条例制定を促進し、犯罪被害者支援全体の推進につながると考えます。</p>	A	<p>犯罪被害者等に対する経済的支援のあり方については、関係機関等の意見も踏まえ検討してまいります。</p>
14	<p>支援アドバイザーの派遣</p> <p>日常生活支援や「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を経由しないカウンセリング支援など、支援の決定に判断を要する事案が発生した場合に、アドバイザーとして専門的な見地から意見をいただける職員や、各自治体への支援の申請や各種調整を自身で行うことが難しい犯罪被害者に対し、申請のサポートや各種支援窓口との仲介等を行う職員の派遣制度があると、より被害者に寄り添ったきめ細やかな支援ができると考えられますので、制度導入を検討していただきたい。</p>	A	<p>人的支援の在り方については、関係機関等の意見も踏まえ検討してまいります。</p>
15	<p>事業者に対する啓発の支援</p> <p>事業者が被害者等に対して行う支援や二次被害を発生させないための取組について、市町村が事業者に啓発するための啓発ハンドブックの作成や具体的な啓発施策の例示などの支援を拡充していただきたい。</p>	C	<p>関係機関等の意見も踏まえながら、効果的な広報・啓発等に努めてまいります。</p>
16	<p>神奈川県におかれましては、県下の犯罪被害者等特化条例未制定の市町村について、当該条例制定を推進していることと存じます。犯罪被害者等支援については、関係機関も多く、支援内容も多岐に渡ることから、特化条例未制定の市町村が条例を制定する過程において、関係機関や支援内容により協定の締結が生じる関係機関の周知など、早期に具体的な助言や情報提供をしていただけると幸いです。</p>	C	<p>県では、条例未制定の市町村に対し、条例制定の意義や犯罪被害者等支援施策の重要性を説明してまいりました。</p> <p>今後も、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、市町村の条例制定が進むよう努めてまいります。</p>

17	ボランティア養成講座にて研修等を実施していることと 思いますが、マンパワーの少ない市町村においては、福祉 職等の専門職も少なく、犯罪被害等支援担当課に専門職 を配置することが出来ない可能性も考えられるため、神奈 川県職員の専門職や専門家による各市町村への巡回や派 遣等といった形で、犯罪被害者等から寄せられた相談や 支援について、相談できる体制を構築して頂きたいです。	A	人的支援の在り方に ついては、関係機関等 の意見も踏まえ検討し てまいります。
18	ここ数年で都道府県の被害者等支援特化条例の制定 が進み、また市町村においても経済的支援(見舞金、支援 金等)に関する制度が導入されつつあります。しかし、経済 的基盤の脆弱な自治体もあり、導入には困難が伴うものと 考えられます。 そこで、県として県下の市町村の行う経済的支援を補 助する制度(支給額の半額を補助する等)の創設を希望し ます。	A	犯罪被害者等に対す る経済的支援のあり 方については、関係機 関等の意見も踏まえ 検討してまいります。
19	日常生活支援に関しても、家事介護支援におけるヘル パー派遣のような新規事業を市町村が実施する際には、 補助を行うようご検討ください。	A	住民に身近な窓口で ある市町村との連携 を含め、関係機関等の 意見も踏まえながら、 日常生活支援のあり 方について検討してま いります。
20	被害者等支援に特化した様々な制度の活用以外に、従 来通り、既存の保健福祉制度の活用も重要な支援と考え ます。こうした支援を各市町村が適切に行うために、対人 援助専門職による具体的な市町村への助言や指導等(ス ーパービジョンやコンサルテーション)について御検討いた だきたく、お願ひいたします。	A	県と市町村が連携し て犯罪被害者等支援 に取り組める体制を検 討してまいります。

(3) 支援関係機関の連携強化

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
21	殺人犯罪被害の方々は必ずや人生に絶望しています。自死を考えても不思議ではありません。支援施策として「関係機関と連携し迅速かつ円滑に行う」となっていますが本来はワンストップであるべきです。縦割り行政システムの中では不安が大きいです。直ちに改革すべきです。	C	今後も関係機関との 連携を深め、適切な支 援を行ってまいります。

22	<p>将来課題になるかもしれないが、県民が海外で犯罪被害に遭った場合の、電話で相談できる取組、啓発をもっと積極的にやるべきだ</p>	C	<p>関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報収集に努めるとともに、犯罪被害者等に対する適切な支援の実施及び広報・啓発に努めてまいります。</p>
23	<p>この度のコロナ禍で、犯罪は増え、特にDVは多いとの情報ですが、子どものいる既婚者は、子供への障害は一生つきまとい、子供達の成長に多くのトラウマを課し、成長の妨げになることは、どうしても止めなくてはいけないと思います。夫からDVを受ける妻は、勿論本人も悩みぬいていると思いますが、母子ともに支援策を受け、暴力から逃れ、そして立ち向かっていける支援策を県に望んでいます。</p>	B	<p>県では、DV被害相談に応じるほか、DV被害者及び同伴児童等の一時保護、被害者が自立して生活するための情報提供等を行っております。 今後も、DV被害者等に対する支援の充実に努めてまいります。</p>
24	<p>(No.23続き)</p> <p>いつも思うことですが、加害者には、事の重大さを受け止めずにいる人がほとんどと聞きます。立ち直るべき、その為の話し合い会を半強制的に受けさせる方法を考え(罰も一考)実施していただきたいと思います。</p>	B	<p>県では、DVに悩む男性のための相談を実施しております。また、警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施しております。さらに、保護命令発令後は、加害者への指導等を実施しております。 今後も、被害者保護を最優先に、支援の充実に努めてまいります。</p>

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

(1) 経済的負担の軽減

No.	意見要旨	区分	県の考え方
25	<p>損害賠償の立替制度の創設</p> <p>被害者の中には、加害者に損害賠償請求を行ったものの、加害者に支払い能力や意思がなく、賠償金が支払われないという状況に直面している方が多いと伺っています。</p> <p>このような問題を解決するためには、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額を立替える制度が望ましいと考えますが、施策としての難易度が高いことが想定されることから、県下共通の制度として導入を検討していただきたい。</p>	C	関係機関等の意見も踏まえながら、犯罪被害者等に対する経済的支援の充実に努めてまいります。
26	<p>生活貸付金については、利用実績が少ない状況が続いています。市町村でも、支援対象者からのニーズに基づき、県の制度利用をご相談させていただいたことが何度かありますが、要件に合わず、利用にいたりませんでした。</p> <p>返済を前提とする制度ですので、要件が厳しくなるのは当然ですが、被害者等の置かれている状況を鑑み、要件の見直し等が必要かと思われます。</p>	A	犯罪被害者等に対する生活資金の貸付制度については、関係機関等の意見も踏まえ検討してまいります。
27	県が見舞金(支援金)の制度の導入を検討する際にも、貸付金の意義は変わらぬものと思われますので、制度の存続と利用における一層の配慮をお願いいたします。	A	犯罪被害者等に対する生活資金の貸付制度については、関係機関等の意見も踏まえ検討してまいります。
28	県も見舞金(支援金)制度の導入を検討されているかと存じますが、先行自治体によっては、市町村の行う同様の制度との併給について問題視された経緯があったことを聞き及んでおります。被害者等が直面する生活上の課題について少しでもその解消となるよう、見舞金(支援金)の制度導入の際には、市町村の制度との併給が可能になるよう、ご配慮いただきたくお願いいたします。	A	犯罪被害者等に対する経済的支援のあり方については、関係機関等の意見も踏まえ検討してまいります。

(3) 日常生活の支援

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
29	<p>生活支援(食事)に関してですが、</p> <p>①身近にある安い食材で</p> <p>②簡単につくれて見た目も華やかな</p> <p>③栄養豊富なヘルシーで美味しいメニュー</p> <p>以上の条件を満たす料理本の貸し出し、リストやレシピの配布などから、希望者に情報提供する仕組みがあれば、被害に合わせた方々だけでなく、生活上の困難を抱えている方々も含め、大変助かるのではないかと思います。</p>	C	日常生活支援について、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実や柔軟な対応に努めてまいります。

(4) 心身に受けた影響からの回復

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
30	<p>民間支援団体の活用(カウンセリング)</p> <p>当団体では、臨床心理士、公認心理師等の専門カウンセラー登録制度を整備して犯罪被害者支援に特化した専門カウンセラーによるカウンセリングを提供しています。</p> <p>また、関係機関と連携して、犯罪被害者支援に精通したカウンセリング専門人材の育成・研修プログラムの提供を準備中です。</p> <p>こうした民間支援団体の専門性を、基本施策2「日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供」も活用できないでしょうか。</p>	C	県では犯罪被害者等のカウンセリングにノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、事業を実施しております。今後も、犯罪被害者等が希望する支援の充実に努めてまいります。

(5) 一時的な住居の提供等

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
31	<p>県条例が制定され、様々な支援内容が策定されているが、条例制定後、利用件数や利用内容を確認し、支援メニューがより利用しやすいものにしたらどうか。</p> <p>例えば、支援メニューとして県営住宅の一時使用があるが、家具家電もない中で一時利用をすることは困難である。一時利用をする被害者等は生活の本拠があるので、いずれそこに戻る前提で一時的に県営住宅の使用を希望するのであって、被害者等自身が家具家電を準備することは現実的ではない。ウィークリーマンションやマンスリーマンションのように、県営住宅に家具家電を整えた状態において、一次利用もより利用しやすくなるのではないか。</p> <p>また、ペットを飼っている家庭も多く、ペットを連れてホテルの利用や県営住宅の利用は困難である。一時利用にあたっては、ペットホテルの利用やペット可の住居の確保も必要ではないか。</p>	C	現在確保している県営住宅2戸には、洗濯機、冷蔵庫、カーテン、コンロ等を設置しております。今後も、犯罪被害者等が利用しやすいよう環境整備等を行ってまいります。

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

(1) 県民・事業者の理解の促進

No.	意見要旨	区分	県の考え方
32	<p>私たちの生活は現在、殺人を含めたあらゆる凶悪犯罪や、日常的に様々な犯罪の被害にたやすく陥る環境になってしまったのです。でもなぜこのようになってしまったのか基本的な原因を真剣に考える機関や人々があまり見えてきません。基本的人権を感じるまでもなく自分自身を大切にする風潮も見えてきません。</p> <p>学校教育の場で、是非18才までに基本科目で心理学、哲学をもっと深く学び、人間理解につなげて下さい。</p>	C	<p>「いのちの授業」や「いのちの大切さを学ぶ教室」を通じて、他者への思いやりや自分を大切にする心を育んでおります。今後も、学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育を推進してまいります。</p>
33	<p>被害者等の置かれた状況などを理解するためにはもっともっとマスメディアの力が必要になってくると思います。自殺者の防止も含めて、報道のあり方がますます重要なになってくると思います。</p>	C	<p>犯罪の被害にあわれた方々の置かれている状況や支援の必要性などについて、様々な広報媒体を通じて周知してまいります。</p> <p>また、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるために、世界保健機関が策定した「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドラインを周知しております。</p>
34	<p>神奈川県主催の市職員や市民向けの講演会を実施していただきたい。</p>	B	<p>犯罪にあわれた方やその家族の方々の置かれている状況、支援の必要性などについての理解を深めていただくため、県職員や犯罪被害者の方等を講師として派遣する理解促進講座を、利用申し込みいただいた市町村や事業所、地域団体や学校等で実施しております。</p>

35	性犯罪に関する刑法改正について、職員向けの研修会・講演会等で具体的に解説をしていただきたい。	B	市町村や事業所、地域団体や学校等の希望実施テーマをもとに、理解促進講座を実施しております。
----	--	---	---

4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

No.	意見要旨	区分	県の考え方
36	誰でもHELPと言える社会が必要なのです。日常的に被害者の方々を支える人々がもっと増えることを願ってやみません。	C	引き続き、支援者、相談員等の人材の確保・育成に努めてまいります。

5 その他

No.	意見要旨	区分	県の考え方
37	身近に犯罪被害者がいます。2年ほど前に自転車で移動中、知人男性が運転する車に無理やり乗せられそうになりました。警察が介入し事件扱いになりましたが、この事件に対しての警察や県の支援対策は、ほぼ受けておらず、警察からはなれば強制的に引っ越しをすることを提案されたと話しています。そしてその後もストーキング行為は継続され、精神的苦痛と恐怖から、家族と一緒にいたくないと外出できない状態になっています。このようなケースは、本当に氷山の一角のように沢山あるのではないか、と思っています。例えば、同じ被害であっても、独身女性と既婚女性(家族がある場合は特に)とでは対応が違うのではないか、と思うところもあります。	C	引き続き、誰もが相談や支援を受けやすい体制づくりに努めてまいります。
38	住民税、所得税、復興税、横浜みどり税…。私たちが一生懸命働いた結果の税金なのです。人間は誰でも幸せになる権利、文化的生活を送る権利があるのです。犯罪被害者の方々の救済予算をきちんと確保して下さい。地域で緑地がへっているのに横浜みどり税とは何ぞや。人間が生きる力が出てくるためにも被害者支援税は今の日本社会では必要かもしれません。	C	引き続き、犯罪被害者等支援のための予算確保及び適切な執行に努めてまいります。
39	犯罪被害者等支援施策において、各市町村で具体的な相談・支援に取り組むには、刑法に関する知識など高度な専門知識が必要であり、ハードルが高いと感じる。一方で、被害者の住んでいる場所によって支援に差があるのは、不平等であると思う。国が一律の支援を行うのが良いと思うので、県から国への働きかけをお願いしたい。	B	犯罪被害者等支援施策の充実について、引き続き、機会を捉えて国へ要望してまいります。
40	暮らし安全交通課の職員そしてボランティアの皆様で取り組まれた広域強盗事件は社会から賞賛に値する大きな皆様の力であったと私は評価します。減少傾向を見守りたいです。	C	引き続き、安全・安心まちづくり及び犯罪被害者等への支援の充実に努めてまいります。
41	国が本来行うべき補助金制度の創設について、機会を捉えて国に具申いたします。	B	犯罪被害者等支援施策の充実について、引き続き、機会を捉えて国へ要望してまいります。